

日本農林規格等に関する法律施行令第18条第3号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第 33号  
最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示 27号

次のいずれかに該当することとする。

- 一 有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号)3.2に規定する有機農産物加工食品、3.3に規定する有機畜産物加工食品又は3.4に規定する有機農畜産物加工食品に該当するものであること。
- 二 外国で生産された加工食品(日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第12条第1項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。)にあっては、当該外国の格付の制度において定められている生産の方法についての基準に適合していること。

制定文、改正文、附則等(抄)

- 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 27号  
令和6年7月31日から施行する。